

北海道障がい者条例の概要

■名 称

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年3月31日北海道条例第50号）

■総 則（第1章）

- 目 的（第1条）
障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進
- 基本理念（第3条）
 - ・ 行政機関、学校、地域社会、道民等が相互に連携し社会全体で取り組む
 - ・ 障がい者への差別の防止、暮らしづらさの解消、権利の最大限の尊重
 - ・ 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他あらゆる分野において総合的に取り組む
 - ・ 道内の地域間格差の是正
- 道の責務（第4条）
条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し実施しなければならない。
- 情報の提供（第7条）
道及び障がい者に係る情報を有する者は、情報の保護に留意するとともに、障がい者が必要とする情報の提供に努める。
- 財政上の措置（第8条）
道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するため必要な財政措置を講ずるよう努める。

■基本的施策（第2章）

- 道の施策等における配慮、努力義務
 - ・ 関係法令等との調和（第9条）
 - ・ 道民等の理解の促進（第10条）
 - ・ 企業等の取組の支援（第11条）
 - ・ 医療とリハビリテーションの確保（第12条）
 - ・ 移動手段の確保（第13条）
 - ・ 切れ目のない支援（第14条）
 - ・ 保健・福祉及び教育との連携（第15条）
 - ・ 高齢者施策等との連携（第16条）
 - ・ 障がい者の家族に対する配慮（第17条）
 - ・ 地域間格差の是正等（第18条）

■障がい者の権利擁護（第3章）

- 道・道民は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。（第19条）
- 道・道民は、生活の場等において障がい者に対する合理的配慮に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。（第20条）
- 障がい者に対する虐待を行ってはならない。（第21条）

■基本指針（地域づくりガイドライン）の策定等（第4章）

- 障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針（地域づくりガイドライン）を道が策定する。（第22条）

ガイドライン事項（第23条）

- ・ 相談支援体制の確保
- ・ 地域自立支援協議会の設置・運営
- ・ 障がい者及び地域資源の実態把握（地域マップ）
- ・ 地域住民による支援体制の確保
- ・ 地域による就労支援
- ・ 市町村が設置する障がい者の暮らしづらさを解消するための協議機関（調整委員会） など

- 「地域づくりガイドライン」に基づく市町村の取組に対する道の支援（第27条）
 - ・ 市町村に対する助言等を行う支援員（地域づくりコーディネーター）を圏域ごとに配置
 - ・ 地域でサポートする人材の養成 等

■障がい者に対する就労支援（第5、6章）

- 道による就労支援推進計画（新・北海道働く障がい者応援プラン）の策定（第29条）
- 就労支援企業の「認証」制度（第30条）
 - ・ 障がい者の就労を支援する企業を道が認証
 - ・ 認証企業に対する優遇措置（低利融資・入札上の優遇）

<認証マーク>

北海道認証



障がい者就労支援企業
働く障がい者を応援しています
★★★★★

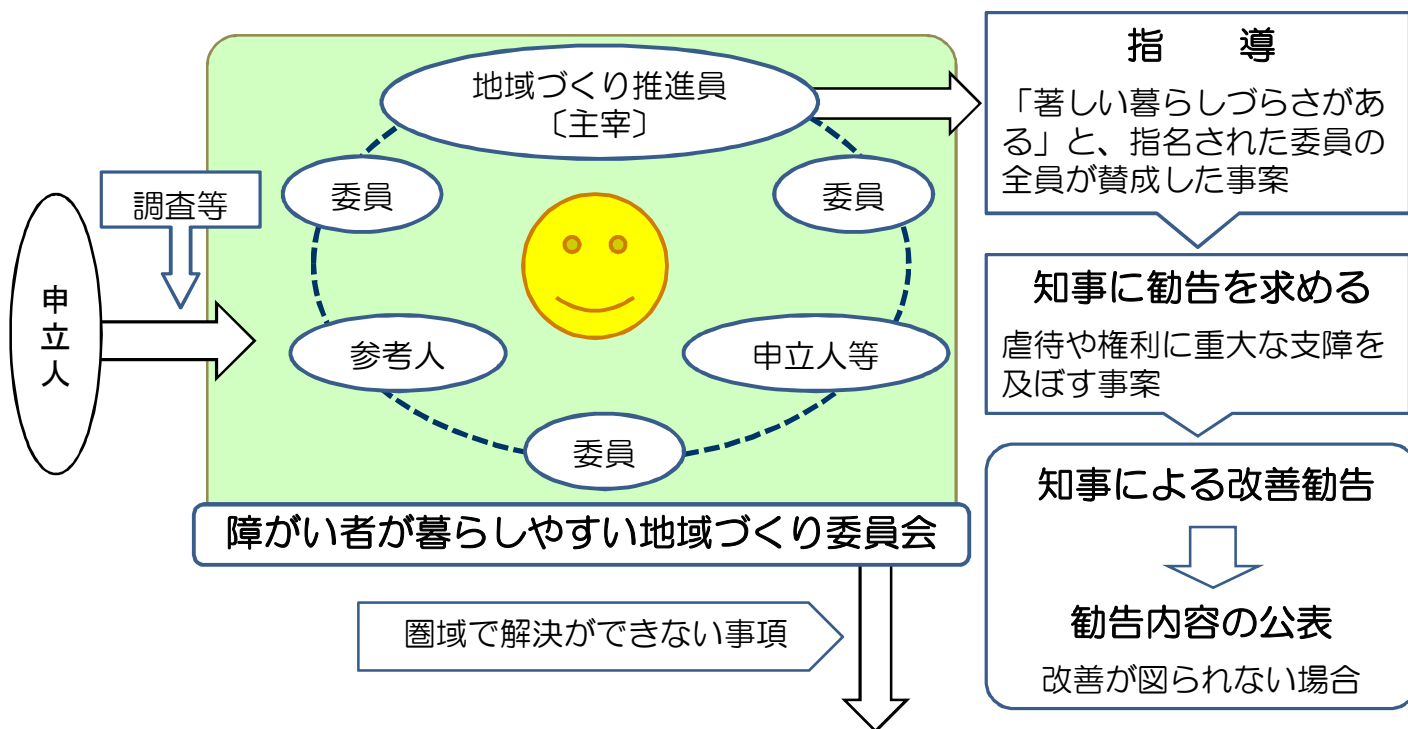
<アクション参加証マーク>



- 就労支援に関する「指定法人」制度（第31条）
 - ・ 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会を指定
 - ・ 授産製品の販路確保、市場調査、商品開発、認証制度のPR等を実施
- 道による調達等への配慮（第32条）
 - ・ 福祉的就労事業所や認証企業からの道の物品又は役務の調達等への配慮
- 「北海道障がい者就労支援推進委員会」の設置（第33条）
 - ・ 障がい者、学識経験者、福祉関係団体、経済関係団体等

■障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第7章）

- 総合振興局（振興局）の14圏域ごとに設置
- 協議事項
 - ・障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること
 - ・差別や虐待及び権利擁護に関すること
 - ・その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること
- 事務局（申立先）は、総合振興局（振興局）社会福祉課



■北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第8章）

【組織】知事（本部長）、副知事、各部長等、学識経験者

【所掌事項】

- ・暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進
- ・各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項
- ・障がい者施策の推進に関し必要な事項

<調査部会>

- ・学識経験を有する者のうちから知事が任命
- ・各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項等を審議

■雑則（第9章）・附則

- 知事は、施策の推進状況を毎年度議会に報告（第52条）
- 施行後3年を目途、その後は5年ごとに必要な措置を講ずる（附則）

(参考)

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行方針（抄）

この条例の施行に当たっては、第1条に規定する目的、第3条に規定する基本理念などに基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）の権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを推進するという視点に立ち、また、「障がいのある人が当たり前暮らしやすい地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に十分に配慮するものとする。

- (1) 障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- (2) 「地域力」（地域の課題解決力）を高め、地域で暮らす障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、道内各地域における地域間格差の是正に資すること。
- (3) 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
- (4) 条例に基づく施策の実施状況や成果を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること。